

平成26年12月8日

各保健福祉事務所長  
各保健福祉事務所センター所長 } 殿

医療課長

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

このことについて、平成26年11月25日付け医政研発1125第5号により、厚生労働省医政局研究開発振興課長から別添のとおり通知されましたので、貴所所管医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県病院協会、一般社団法人神奈川県精神科病院協会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県看護協会及び公益社団法人神奈川県助産師会には別途通知していることを申し添えます。

問い合わせ先

法人指導グループ 石井

電話 (045) 210-1111 内線 4871



Handwritten text or markings, possibly a signature or date, located in the bottom left corner of the page.

医政研発 1125 第 5 号  
平成 26 年 11 月 25 日

各 { 都道府県衛生主管部 (局)  
保健所設置市  
特別区 } 殿  
地方厚生 (支) 局

厚生労働省医政局  
研究開発振興課長  
(公印省略)

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図るため「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。)が平成 26 年 11 月 25 日に施行されたことに伴い、特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて、下記の事項に留意の上、適正に業務が実施されるよう、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知をお願いします。

記

再生医療等に用いる特定細胞加工物については、法第 39 条第 1 項の認定を受けた外国の特定細胞加工物製造事業者に製造の委託をすることができるが、製造された特定細胞加工物を輸入する際の通関においては、仕入書 (invoice) において、輸入しようとする物品が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨を明記すること。

以上





事務連絡  
平成26年11月25日

財務省関税局業務課

御中

財務省関税局監視課

厚生労働省医政局研究開発振興課

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に係る特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて、今般「特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて」（平成26年11月25日付け医政研発1125第5号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）を別添のとおり定め、平成26年11月25日から実施することとしましたので、各税関への周知方お願いいたします。

別添

医政研発 1125 第 5 号

平成 26 年 11 月 25 日

各 { 都道府県衛生主管部（局）  
保健所設置市 } 殿  
{ 特 別 区 }  
{ 地方厚生（支）局 }

厚生労働省医政局  
研究開発振興課長  
（公印省略）

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図るため「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。）が平成 26 年 11 月 25 日に施行されたことに伴い、特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて、下記の事項に留意の上、適正に業務が実施されるよう、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知をお願いします。

記

再生医療等に用いる特定細胞加工物については、法第 39 条第 1 項の認定を受けた外国の特定細胞加工物製造事業者に製造の委託をすることができるが、製造された特定細胞加工物を輸入する際の通関においては、仕入書（invoice）において、輸入しようとする物品が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨を明記すること。

以上